



愛犬への狂犬病予防注射はお済みですか？



飼い犬への年に1度の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています！

○注射について

お住まいの町村が実施している集合注射や、動物病院で受けられます。

※注意事項

生後91日以上の子犬はお家へ来てから30日以内に、生後91日未満の子犬は91日になってから30日以内に受けましょう！



注射済票とは？

注射後は…

注射済票の装着を忘れずに！



- 犬1頭ごとに固有の番号が記載されています
- 迷子犬の飼い主さんを探す手がかりになります
- 装着が法律で義務づけられています

○狂犬病 Q&A

狂犬病って
どんな病気？



人を含めた全てのほ乳類が感染する病気で、有効な治療法がないため、発症するとほぼ100%死に至る、非常に恐ろしい病気です。

日本でも感染
するの？



約半世紀の間、国内での発生はありません。しかし、国外では毎年約5万人の方が狂犬病によって亡くなっており、万一の侵入に備えた予防は非常に大切です。



○飼い主さんへのおねがい

1. ペットが幸せでありますように
適切な給餌や給水、ワクチン接種や避妊去勢等の健康管理をしましょう！
2. 飼い主さんも幸せでありますように
ペットとの暮らしの中に、ご自身の楽しみや喜びを探してみてください！
3. 周囲への配慮を忘れずに
社会の一員としての自覚を持ち、ペットの行動等にも責任を持ってください！



健康増進法の改正で、受動喫煙防止が強化されます！

“望まない受動喫煙”をなくすため、受動喫煙防止に関する法律（健康増進法）が改正され、2020年4月1日より全面施行されます。

この改正健康増進法は、多くの人々が利用する施設の区分に応じた禁煙措置や喫煙場所の特定、施設等の管理権限者が講ずべき措置等について定められています。

違反した場合は、指導・勧告・命令等の対象となり、改善がみられない場合には罰則（過料）が適用されることもあります。

2019年7月1日～

学校・病院・児童福祉施設等・行政機関

原則 敷地内禁煙（※屋外に喫煙所を設置することも可能）



2020年4月1日～

上記以外の多数の人が利用する施設（事業所など）、
旅客運送事業船舶・鉄道・飲食店

原則 屋内禁煙

※喫煙専用室内のみ喫煙可能。

ただし、全ての施設で喫煙可能部分は、①喫煙可能な場所である旨の掲示が必要
②客・従業員共に20歳未満は立入禁止となります。



結核は昔の病気と思っていないか??

—9月24日～30日は結核予防週間です—



結核の患者数は減少しつつありますが、現在も全国で年間約2万人、島根県で100名前後の方が発病している重大な感染症です。

結核は、人から人に「感染（空気感染）」します。しかし、結核菌は感染しても、体の免疫力等により死滅または長い冬眠状態になることが多いです。

しかし、加齢等により免疫力等が下がると、体の中に閉じ込められていた結核菌が活動をはじめ、発病してしまうことがあります。

結核の初期症状は、かぜと似ています。せきや痰、発熱（微熱）、体重が減る等が長く続く場合は、結核を疑いましょう。

7月22日～28日は「**肝臓週間**」

7月28日は「**日本肝炎デー**」です



肝炎総合対策センター

肝炎ウイルスは、誰でも感染している可能性があります。肝がんの原因の約80%はB型・C型のウイルス性肝炎によるものです。

肝炎ウイルスに感染しても、ほとんど自覚症状がありません。気づかないうちに、慢性肝炎になり、そのまま放置していると、肝硬変や肝がんに行進することがあります。

肝炎ウイルス検査を受けたことがない方は、早期発見・治療するために検査を受けましょう！

保健所では、肝炎ウイルスに関する相談・検査を実施しています。

相談・検査受付 島前(島前保健環境課)：08514-7-8121 島後(地域健康推進課)：08512-2-9710

令和元年度

親と子のよい歯のコンクール隠岐地区大会

このコンクールは、平成30年度に3歳児健康診査を受診した子供とその保護者のうち、親子で歯及び口腔が健康である方で、各町村から推薦された方が対象です。

地区大会では、歯科医師による口腔内審査の結果、下記の親子が受賞されました。おめでとうございます。



祝

最優秀賞

根本 幸絵さん、美織さん

(西ノ島町)

これからも
よい歯でいるために
セルフケアや定期健診を
続けてください♪

6月4日～10日は「**歯と口の健康週間** -いつまでも 続くけんこう 歯のカ-

ハチマルニイマル

毎日のセルフケアで**8020**をめざそう!



思春期こころの健康相談のご案内（要予約）

思春期の様々なこころの悩みに対して、専門のスタッフが相談に応じます。
ご本人だけでなく、ご家族の相談にも応じています。お気軽にご相談ください。

- 学校に行きたくない、行けない
- わけもなくイライラする
- 眠れない日が続く
- ひきこもるようになった 等



	月日	時間	場所	申し込み締切
島前	8月30日(金)	10:30~15:00	島前集合庁舎 (西ノ島町別府)	各相談日の 2週間前までに 下記連絡先へ
	11月29日(金)			
島後	8月29日(木)	13:00~17:00	隠岐合同庁舎 (隠岐の島町港町)	
	11月28日(木)			

相談対応者

島根県立こころの医療センター：精神保健福祉士、臨床心理士
隠岐保健所：保健師

★お気軽にご相談ください

○島前…島前保健環境課 08514-7-8121

○島後…地域健康推進課 08512-2-9712

難病相談について

隠岐保健所では、下記のとおり専門医による難病専門相談を行います。
相談は無料・予約制です。

	日時	場所	専門科目	担当医師	申込期限
島前 地域	8月30日(金) 13:00~16:30	島前集合庁舎 (西ノ島町大)	膠原病内科	島根大学医学部付属病院 村川洋子医師	8月20日(火)
	10月24日(木) 13:00~16:30	字別府飯田 56-17)	神経内科	島根県立大学出雲キャンパス 山下一也医師	10月15日(火)
島後 地域	8月31日(土) 9:00~14:30	隠岐合同庁舎 (隠岐の島町)	膠原病内科	島根大学医学部付属病院 村川洋子医師	8月20日(火)
	10月25日(金) 9:00~14:30	港町塩口 24)	神経内科	島根県立大学出雲キャンパス 山下一也医師	10月15日(火)

お問い合わせ先・申し込み先 【島前】 島前保健環境課 TEL:08514-7-8121
【島後】 地域健康推進課 TEL:08512-2-9710

特定医療費(指定難病)受給者証の更新手続きについて

特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方は、一部の方を除き有効期間が9月30日までとなっております。対象者には更新案内を発送いたしました。更新を希望される方は、提出書類を揃えて、保健所へ提出または郵送してください。受給者証の有効期間を過ぎて申請をした場合は、新規申請扱いとなり、助成を受けられない期間が発生しますので、ご注意ください。

提出期限 令和元年7月31日(水)

受付窓口 【島前】 島前保健環境課 (隠岐郡西ノ島町大字別府56-17 島前集合庁舎2階)
【島後】 総務医事課 (隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎2階)

隠岐保健所 お問い合わせ先

<島前> 〒684-0302 隠岐郡西ノ島町大字別府56-17 島前集合庁舎2階
島前保健環境課 08514-7-8121

<島後> 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎2階
総務医事課 08512-2-9701
地域健康推進課 08512-2-9711
環境衛生課 08512-2-9714

<HP> http://www.pref.shimane.lg.jp/oki_hoken/ <E-mail> oki-hc@pref.shimane.lg.jp